

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をしようとするとき(前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。)は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項の規定による命令をするとき(第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。)は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第一項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第二十八条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第四項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

(施設入所等の措置の解除)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勧告しなければならない。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第十三条の二 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(資料又は情報の提供)

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に

係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第十三条の四 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会)に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を

受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(大都市等の特例)

第十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(罰則)

第十七条 第十二条の四第一項の規定による命令(同条第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条中児童福祉法第十一条第一項第五号の改正規定及び同法第十六条の二第二項第四号の改正規定並びに附則第四条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 児童虐待の防止等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一三年一二月一一日法律第一五三号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一二一号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年四月一四日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。

ただし、第二条の規定は児童福祉法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から、附則第三条の規定は同法の施行の日から施行する。

（検討）

第二条 児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後三年以内に、児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方その他必要な事項について、この法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年一二月三日法律第一五三号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第四条、第六条及び第十条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成十七年四月一日

四 第二条中児童福祉法第五十九条の四の改正規定及び附則第十条中児童虐待の防止等に関する法律（平成十二

年法律第八十二号)第十六条の改正規定 平成十八年四月一日

附 則 (平成一七年一月七日法律第一二三号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第一百三一条、第一百六条から第十八条まで及び第二百二十二条の規定 公布の日
- 二 第五条第一項(居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。)、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第二十八条第一項(第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。))及び第二項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)、第三十八条から第四十条まで、第四十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。)、第四十二条(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項(指定相談支援事業者に係る部分に限る。))及び第

二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五十条第三項及び第四項、第五十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条(療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。)、第二章第四節、第三章、第四章(障害福祉サービス事業に係る部分を除く。)、第五章、第九十二条第一号(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。)、第二号(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。)、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号(第九十二条第三号に係る部分に限る。))及び第二項、第九十五条第一項第二号(第九十二条第二号に係る部分を除く。))及び第二項第二号、第九十六条、第一百条(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第一百一一条及び第一百十二条(第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。))並びに第一百四十四条並びに第一百五一条第一項及び第二項(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。))並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第

四十六條、第四十八條から第五十條まで、第五十二條、
第五十六條から第六十條まで、第六十二條、第六十五條、
第六十八條から第七十條まで、第七十二條から第七十七
條まで、第七十九條、第八十一條、第八十三條、第八十
五條から第九十條まで、第九十二條、第九十三條、第九
十五條、第九十六條、第九十八條から第百條まで、第百
五條、第百八條、第百十條、第百十二條、第百十三條及
び第百十五條の規定 平成十八年十月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

第二百一十條 この法律の施行前にした行為及びこの附則
の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけ
るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用につ
いては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律
の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三號) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日
から施行する。

一 第百九十五條第二項、第百九十六條第一項及び第二
項、第百九十九條の三第一項及び第四項、第二百五十二
條の十七、第二百五十二條の二十二第一項並びに第二
百五十二條の二十三の改正規定並びに附則第四條、第
六條、第八條から第十條まで及び第五十條の規定 公布
の日

二 第九十六條第一項の改正規定、第百條の次に一條を加
える改正規定並びに第百一條、第百二條第四項及び第五
項、第百九條、第百九條の二、第百十條、第百二十一條、
第百二十三條、第百三十條第三項、第百三十八條、第百
七十九條第一項、第二百七條、第二百二十五條、第二百
三十一條の二、第二百三十四條第三項及び第五項、第二
百三十七條第三項、第二百三十八條第一項、第二百三十
八條の二第二項、第二百三十八條の四、第二百三十八條
の五、第二百六十三條の三並びに第三百十四條第一項
の改正規定並びに附則第二十二條及び第三十二條の規
定、附則第三十七條中地方公營企業法(昭和二十七年法
律第二百九十二號)第三十三條第三項の改正規定、附則
第四十七條中旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和
四十年法律第六號)附則第二條第六項の規定によりなお
その効力を有するものとされる同法第五條の二十九の改
正規定並びに附則第五十一條中市町村の合併の特例等
に関する法律(平成十六年法律第五十九號)第四十七條
の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲
内において政令で定める日

附 則 (平成一九年六月一日法律第七三號) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待
の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親
権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に
基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第1章 要保護児童対策地域協議会とは

1. 平成16年度児童福祉法改正法の基本的な考え方

(1) 虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福祉法」という。）第6条の3に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるが、こうした多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するためには、

- [1] 運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化
 - [2] 関係機関からの円滑な情報の提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化が必要である。
- (2) このため、児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）においては以下の規定が整備された。

- [1] 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を置くことができる。
- [2] 地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、地域協議会の運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定する。
- [3] 地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、地域協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(3) こうした改正により、

- [1] 関係機関のはざままで適切な支援が行われなかった事例の防止や、
- [2] 医師や地方公務員など、守秘義務が存在すること等から個人情報の提供に躊躇があった関係者からの積極的な情報提供が図られ、要保護児童の適切な保護に資することが期待される。
特に、地域協議会を構成する関係機関等に守秘義務が課せられたことにより、民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が期待されることである。

(4) なお、平成16年児童福祉法改正法においては、地域協議会の設置は義務付けられていないが、こうした関係機関等の連携による取組が要保護児童への対応に効果的であることから、その法定化等の措置が講じられたものである。また、参議院厚生労働委員会の附帯決議においても、「全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指す」とこととされているところである。これらの経緯を踏まえ、市町村における地域協議会の設置促進と活動内容の充実に向けた支援に努めるものとする。

2. 要保護児童対策地域協議会の意義

地域協議会においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととなるため、以下のような利点がある。

- [1] 要保護児童等を早期に発見することができる。
- [2] 要保護児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。
- [3] 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。
- [4] 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の中で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。

- [5] 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができる。
- [6] 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けられやすくなる。
- [7] 関係機関等が分担をしあって個別の事例に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる。

3. 対象児童

地域協議会の対象児童は、児福法第6条の3に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。

4. 関係するネットワーク等

3のとおり、地域協議会の対象児童は、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。少年非行問題を扱うネットワークとしては、地域協議会の他に、学校・教育委員会が調整役となっているネットワークや、警察が調整役となっているネットワークも存在するが、これら3つのネットワークは、それぞれ、中心となって活動する機関やケースに取り組む際の視点・手法が異なっていると思われる。実際に少年非行ケースを扱う際には、ケースごとにその子どもが抱える問題に最も適切に対応できるネットワークを活用することが望ましいことから、地域協議会としても、日頃から、関係するネットワークとの連携・協力を努めるものとする。

なお、これら3つのネットワークの構成メンバーは重複する場合も少なくないと思われることから、地域の実情を踏まえつつ、運営の効率化を図るとともに、地域住民に使い勝手の良いものとなるよう適切に対応すること。

また、各種の子育て支援事業を有効に活用し、子どもや家庭に適切な支援を行う観点から、子育て支援事業の調整を行う子育て支援コーディネーターの確保・育成を図るとともに、日頃から、同コーディネーターとの連携・協力を努めていくことが必要である。

第2章 要保護児童対策地域協議会の設立

1. 設置主体

- (1) 地域協議会の設置主体は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体であり、普通地方公共団体である市町村及び都道府県のほか、特別地方公共団体である特別区や地方公共団体の組合（一部事務組合や広域連合）等も含まれる。
- (2) 地域協議会は、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことから、基本的には住民に身近な市町村が設置主体となると考えられるが、地域の実情に応じて複数の市町村が共同で設置することも考えられる。

なお、こうした複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。

2. 構成員

地域協議会の構成員は児福法第25条の2第1項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」であり、具体的には以下の者が想定されるが、これに限らず、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることが可能である。なお、主な関係機関等の概要については、「市町村児童家庭相談援助指針」（平成17年2月14日雇児発第0214002号）第5章を参照のこと。

また、関係機関等の地域協議会への参加に際しては、地域協議会の業務内容や構成員に課せられる守秘義務等について、その内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ説明しておくことが適当である。

【児童福祉関係】

- ・ 市町村の児童福祉、母子保健等の担当部局
- ・ 児童相談所
- ・ 福祉事務所（家庭児童相談室）
- ・ 保育所（地域子育て支援センター）
- ・ 児童養護施設等の児童福祉施設
- ・ 児童家庭支援センター
- ・ 里親
- ・ 児童館
- ・ 民生・児童委員協議会、主任児童委員、民生・児童委員
- ・ 社会福祉士
- ・ 社会福祉協議会

【保健医療関係】

- ・ 市町村保健センター
- ・ 保健所
- ・ 地区医師会、地区歯科医師会、地区看護協会
- ・ 医療機関
- ・ 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師
- ・ 精神保健福祉士
- ・ カウンセラー（臨床心理士等）

【教育関係】

- ・ 教育委員会
- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾（ろう）学校、養護学校等の学校

【警察・司法関係】

- ・ 警察（警視庁及び道府県警察本部・警察署）
- ・ 弁護士会、弁護士

【人権擁護関係】

- ・ 法務局
- ・ 人権擁護委員

【配偶者からの暴力関係】

- ・ 配偶者暴力相談センター等配偶者からの暴力に対応している機関

【その他】

- ・ NPO
- ・ ボランティア
- ・ 民間団体

3. 設立準備

(1) 準備会、勉強会の開催

関係機関によって、地域協議会に対する期待やイメージは、当初ばらつきがあるため、地域協議会を設立させるには、事前に十分な協議、調整が必要となる。

なお、関係機関等の地域協議会への参加に際しては、地域協議会の業務内容や構成員に課せられる守秘義務等について、その内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ説明しておくことが適当である。

このため、地域協議会の中心となる機関（事務局）による準備会や勉強会を開催し、地域協議会運営の骨格部分について協議、調整しておくことが必要である。

(2) 要綱の作成

児福法上、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定めることとされており（児福法第25条の4）、地域協議会の設立に先立ち、この内容を関係機関等の中で協議、調整しておく必要がある。

また、この内容については、設立運営要綱等として文書化、制度化しておくことが適当である。要綱の内容は、地域の実情に応じたものとなるが、[1]目的、[2]事業内容、[3]組織（構成員、要保護児童対策調整機関等）、[4]運営、[5]守秘義務、[6]事務局等が考えられる。

[1]目的

- ・ 児福法上、地域協議会は、要保護児童の適切な保護を図ることを目的とするものとされている。（児福法第 25 条の 2 第 1 項）

[2]事業内容

- ・ 児福法上、地域協議会は、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとされている。（児福法第 25 条の 2 第 2 項）

[3]組織（構成員、要保護児童対策調整機関等）

- ・ 構成員については、上記 2 に例示した関係機関等に限らず、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることが可能である。
- ・ 任意団体（法人格を有しない団体）の構成員については、全て個人の資格で参加することとなることに注意すること。
- ・ 要保護児童対策調整機関の具体的な役割については、第 4 章の 3 を参照のこと。
- ・ 実務的な活動をする部会等の設置などを規定することも考えられる。

[4]運営

- ・ 例えば以下のような事項を記載することが考えられる。
- ・ 会議の議事は、出席委員の過半数で決する旨
- ・ 代表者会議を定期的開催する旨
- ・ 必要に応じて個別ケース検討会議を開催する旨
- ・ 必要に応じて、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる旨

[5]守秘義務

- ・ 構成員及び構成員であった者には、地域協議会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない義務がある。（児福法第 25 条の 5）
- ・ このため、地域協議会の構成員以外の者と連携を図る際には、この義務との関係に留意した対応が必要である。
- ・ この義務に違反した場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。（児福法第 61 条の 3）

[6]事務局

- ・ 地域協議会の庶務は、〇〇において処理する旨記載することが考えられる。

[7]その他

- ・ この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営について必要な事項は、別に定める旨を記載することが考えられる。

4. 公示

- (1) 地方公共団体の長は、地域協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない（児福法第 25 条の 2 第 3 項）。
- (2) 具体的には、
 - [1]地域協議会を設置した旨
 - [2]当該地域協議会の名称
 - [3]当該地域協議会に係る要保護児童対策調整機関の名称

[4]当該地域協議会を構成する関係機関等の名称等

[5]関係機関等ごとの児福法第25条の5第1号から第3号までのいずれに該当するかの別（「国又は地方公共団体の機関」、「法人」、「その他の者」のいずれに該当するかの別）

を公示することが必要である。

- (3) ただし、要保護児童対策調整機関に名簿を設置した場合については、個人資格での参加者（児福法第25条の5第3号の資格で参加している者）については、「〇〇市長が指定する者」という形で公示することが可能であるので、この方法を積極的に活用することとし、原則として個人名を公示することのないようにすることが適当である。[1]守秘義務を課せられている対象者を特定する必要があること、[2]守秘義務は構成員及び構成員であった者に課せられていることから、名簿は常に最新のものとしておくとともに、過去の名簿についても保存しておく必要がある。
- (4) なお、「国又は地方公共団体の機関」又は「法人」以外の構成員（児福法第25条の3第3号の資格で参加している者）は、全て個人の資格で参加することとなり、任意団体の構成員という形で参加することはできないので、留意すること。

第3章 要保護児童対策地域協議会の運営

1. 業務

- (1) 地域協議会は、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う（児福法第25条の2第2項）。
- (2) 地域協議会については、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、要保護児童対策調整機関や地域協議会の構成員に対する守秘義務が設けられており、個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが期待される。

現在、市町村で取組が進みつつある児童虐待防止ネットワークについては、市町村の規模や児童家庭相談体制にもよるが、以上のような三層構造となっていることが多い。

【代表者会議】

- ・地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。
- ・ネットワークを構成する関係機関の円滑な連携を確保するためには、各関係機関の責任者（管理職）の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者（管理職）レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成されるとともに、実務者レベルで人事異動があった場合においても、責任者（管理職）の理解があれば、連携の継続性が保たれ、支援の質の低下を最低限に抑えることが可能となる。
- ・会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

[1]要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討

[2]実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価

【実務者会議】

- ・実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。
- [1]全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、援助方針の見直し等
- [2]定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- [3]要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
- [4]要保護児童対策を推進するための啓発活動

[5] 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

【個別ケース検討会議】

- ・ 個別の要保護児童について、その児童に直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該児童に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。その対象は、当然のことながら、虐待を受けた子どもに限られるものではない。
- ・ 個別ケース検討会議の構成員も、地域協議会の構成員である以上、守秘義務が課せられているので、関係機関等の中で積極的な情報提供を行い、要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討することが期待される。
- ・ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

[1] 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断

[2] 要保護児童の状況の把握や問題点の確認

[3] 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有

[4] 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有

[5] ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定

[6] 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討

[7] 次回会議（評価及び検討）の確認

- ・ なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。

- (3) 児童虐待への対応は、多数の関係機関が関与し、また、児童相談所と市町村の間の役割分担が曖昧になるおそれもあることから、市町村内における全ての虐待ケースに関して地域協議会において絶えず、ケースの主担当機関及び主たる援助者（キーパーソン）をフォローし、ケースの進行管理を進めていくことが必要である。こうした観点から地域協議会の調整機関において、全ケースについて進行管理台帳（別紙1参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば、3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことが適当である。
- (4) 市町村の規模や関係機関の多寡等によっては、幅広い関係機関を構成員とし、代表者会議や実務者会議への参加を通じて問題意識の共有や必要に応じた確かな対応を取るための体制の確保を図りつつ、個別ケース検討会議については、対象とするケースの性質に応じて参加機関等を選定することも考えられる。
- 例えば、教育関係機関については、代表者会議には教育委員会のみが出席し、会議において提供された情報については教育委員会から各小学校、中学校等に周知することとしつつ、個別ケース検討会議には、教育委員会に加え、検討の対象となるケースに直接関係する学校等の関係者を参加させるといった手法も考えられる。
- また、地域協議会の対象は、虐待を受けている子どものほか、非行児童や障害児なども含まれることも踏まえ、虐待、非行、障害などの分科会を設けて対応することも考えられる。
- (5) 個別ケース検討会議においては、関係機関が対応している事例についての危険度や緊急度の判断、子どもに対する具体的な支援の内容について検討を行うことが適当である。また、個別ケース検討会議への個別の要保護児童等に関する情報の提供については、あらかじめ子どもや保護者の理解を得ておくことが望ましいが、その子どもの保護のために特に必要がある場合であって、これらの者の理解を得ることが困難であるときはこの限りではない。
- (6) 地域協議会は、施設から一時的に帰宅した子どもや、施設を退所した子ども等に対する支援に積極的に取り組むことも期待されているところであり、児童相談所や児童福祉施設等と連携を図り、施設に入所している子どもの養育状況を適宜把握するなど、一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取り組みを実施することが期待される。

(7) また、支援が必要であるにもかかわらず、連絡先等が不明となってしまった子どもや保護者等に関する情報を共有し、これらの者を早期に発見し、必要な支援を行うことも期待される。

2. 相談から支援に至るまでの流れ

個別の相談、通報から支援に至るまでの具体的な流れについては、地域の実情に応じて様々な形態により運営されることとなるが、一つのモデルを示すと以下のとおりとなる。

【相談、通報受理】

- ・ 関係機関等や地域住民からの要保護児童の相談、通報は事務局が集約する。
- ・ 事務局は相談、通報内容を相談・通報受付票に記録する。
- ・ 事務局は、関係機関等に事実確認を行うとともに、子どもの状況、所属する集団（学校・保育所等）、親や子どもの生活状況、過去の相談歴等、短期間に可能な情報を収集する。

【緊急度判定会議（緊急受理会議）の開催】

- ・ 緊急度判定会議を開催。相談・通報受付票をもとに、事態の危険度や緊急度の判断を行う。
- ・ 緊急度判定会議は、事例に応じ参加機関を考え、随時開催する。電話連絡などで協議するなど柔軟な会議運営に心がける。
- ・ 会議の経過及び結果は、会議録に記載し保存する。
- ・ 緊急の対応（立入調査や一時保護）を要する場合は、児童相談所に通告する。
- ・ 緊急を要しないが地域協議会の活用が必要と判断した場合は、個別ケース検討会議の開催や参加機関を決定する。

【調査】

- ・ 地域協議会において対応することとされた事例については、具体的な援助方針等の決定するに当たり必要な情報を把握するため、調査を行う。

【個別ケース検討会議の開催】

- ・ 緊急度判定会議（緊急受理会議）で決定した参加機関を集め、個別ケース検討会議を開催する。
- ・ 個別ケース検討会議において、支援に当たっての援助方針、具体的な方法及び時期、各機関の役割分担、連携方法、当該事例に係るまとめ役、次回会議の開催時期などを決定する。
- ・ 会議の経過及び結果は、会議録に記入し、保存する。

【関係機関等による支援】

- ・ 援助方針等に基づき、関係機関等による支援を行う。

【定期的な個別ケース検討会議の開催】

- ・ 適時適切に相談援助活動に対する評価を実施し、それに基づき、援助方針等の見直しを行うとともに、相談援助活動の終結についてもその適否を判断する。

3. 役割分担

個別事例ごとの関係機関等の役割分担については、それぞれの事例に関する個別ケース検討会議で決定すべき事項であるが、主なものは以下のとおりである。

【主たる直接援助機能】

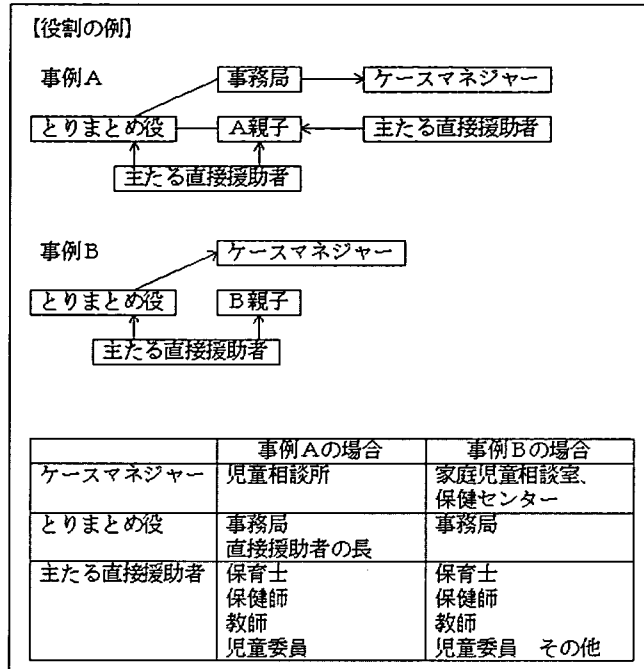
- ・ 日常的に具体的な場面で子どもや家族を支援する機関（者）
- ・ 当然ながら、子ども、保護者ともに同じ機関が支援を行うことや、複数の機関が子どもや保護者に対して支援を行うことが考えられる。

【とりまとめ機能（個別ケース検討会議の開催等の事務的な作業を行う）】

- ・ 主たる援助機関等から要請を受けて、個別ケース検討会議を開催する。（会議の招集の実務は地域協議会の事務局が行う場合もある。）
- ・ 個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や情報の整理を行う。
- ・ 主たる援助機関等のうち、最も関わりの深いものが、この機関となることも考えられる。

【ケースマネジャー機能（危険度の判断等を行う）】

- ・ 事例全体について責任を負い、危険度の判断や支援計画を作り、進行管理を行う。
- ・ 必要に応じて、立入検査や一時保護の権限を有する児童相談所と連携を図りながら対応することが適当である。



4. 関係機関に対する協力要請

- (1) こうした要保護児童等に関する情報の交換や支援の内容に関する協議を行うために必要があると認めるときは、地域協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる（児福法第 25 条の 3）。
- (2) この協力要請は、地域協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能であるが、この要請に基づき当該関係機関等から地域協議会に対し一方的に情報の提供等が行われる場合はともかく、今後の支援の内容に関する協議など、当該関係機関等と地域協議会の構成員の間で双方向の情報の交換等を行うことが見込まれる場合には、協力要請時に、守秘義務が課せられる地域協議会の構成員なることについても要請することが適当である。
- (3) なお、医師や地方公務員等については、他の法令により守秘義務が課せられているが、要保護児童の適切な保護を図るために、この規定に基づき情報を提供する場合には、基本的にはこれらの法令による守秘義務に反することとはならないものと考えられる。
- (4) また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）においては、本人の同意を得ない限り、[1]あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、[2]第三者に個人データを提供してはならないこととされている。（個人情報保護法第 16 条及び第 23 条）
- (5) しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、児福法第 25 条の 3 に基づく協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにもならないものと考えられる。

第4章 要保護児童対策調整機関

1. 趣旨

多くの関係機関等から構成される地域協議会が効果的に機能するためには、その運営の中核となって関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関を明確にするといった責任体制の明確化が重要であることを踏まえ、地域協議会にはこうした業務を担う要保護児童対策調整機関（以下単に「調整機関」という。）を置くこととした。

2. 調整機関の指定

地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り調整機関を指定する（児福法第25条の2第4項）。

要保護児童対策調整機関には、児童福祉担当部局あるいは母子保健担当部局といった児童福祉に関係の深い部局が指定されることが想定されるが、具体的にどの関係機関等を調整機関として指定するかは各地方公共団体の児童家庭相談体制の実情等による。

3. 業務

(1) 機関は、地域協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う（児福法第25条の2第5項）。

(2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

[1] 地域協議会に関する事務の総括

- ・ 協議事項や参加機関の決定等の地域協議会開催に向けた準備
- ・ 地域協議会の議事運営
- ・ 地域協議会の議事録の作成、資料の保管等
- ・ 個別ケースの記録の管理

[2] 支援の実施状況の進行管理

- ・ 関係機関等による支援の実施状況の把握
- ・ 市町村内における全ての虐待ケースについて進行管理台帳（別添1参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行う。

[3] 関係機関との連絡調整

- ・ 個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。）

第5章 守秘義務

1. 趣旨

地域協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童の適切な保護を図るためのものであり、地域協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、地域協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（児福法第25条の5）。

2. 守秘義務の適用範囲

(1) この守秘義務の適用範囲は、地域協議会を構成する関係機関等の種別に応じて以下のとおりである。

【国又は地方公共団体の機関である場合】

- [1] 守秘義務の対象
当該機関の職員又は職員であった者
- [2] 具体的な関係機関等の例
 - ・ 国の機関
 - ・ 地方公共団体の児童福祉等主管部局

- ・ 児童相談所、福祉事務所、保健所・市町村保健センター
- ・ 警察（警視庁及び道府県警察本部・警察署）、法務局
- ・ 教育委員会
- ・ 地方公共団体が設置する学校

【法人である場合】

[1] 守秘義務の対象

当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者

[2] 具体的な関係機関等の例

- ・ 医療機関の設置主体である医療法人
- ・ 児童福祉施設の設置主体である社会福祉法人
- ・ 私立学校の設置主体である学校法人
- ・ 社会福祉協議会（社会福祉法人）
- ・ 弁護士会
- ・ 法人格を有する医師会、歯科医師会、看護協会等
- ・ NPO法人

【上記以外の場合】

[1] 守秘義務の対象

地域協議会を構成する者又はその職にあった者

[2] 具体的な関係機関等の例

- ・ 里親
- ・ 民生・児童委員協議会、主任児童委員、民生・児童委員
- ・ 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士
- ・ 社会福祉士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ カウンセラー（臨床心理士等）
- ・ 人権擁護委員協議会、人権擁護委員
- ・ ボランティア
- ・ NPO（法人格を有しないもの）

- (2) 市町村や都道府県といった地方公共団体自体が地域協議会の構成員となった場合には、児童福祉担当部局に限らず、要保護児童の適切な保護に業務上直接的な関連を有しない部局の職員にまで守秘義務が及ぶこととなる。

このため、児童福祉担当部局や教育委員会といった地方公共団体の機関については、こうした機関単位で構成員となることが適当である。

- (3) また、法人格を有さない任意団体については、その会長のみが構成員になる場合は、当該団体の役職員は構成員とならないため、守秘義務がかからない。このため、このような場合は、当該任意団体の役職員すべてを、それぞれ個人として、構成員にすることが適当である。

3. 罰則

守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられる（児福法第61条の3）。

第6章 その他

- (1) 現在、市町村において取組みが進みつつある虐待防止ネットワーク（参考事例：別添4参照）については、地域協議会に移行することが適当である。
- (2) 地域協議会を構成する関係機関等の意識の共有を図る観点から、地域協議会において相談援助活動に関するマニュアル等を作成するなどの取組みも有効であると考えられる。

(新規挿入：別添1)
 ケース進行管理台帳

番号	児童氏名	生年月日 年齢	児童 の 所属	保護者 氏名・住所	相 談 受理日	管理記録				備考	
							第1回	第2回	第3回		第4回
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					

4 参考文献

- ① 中板育美、但馬直子、渡辺好恵他：「育児支援家庭訪問事業」による児童虐待の発生予防・進行防止の方向性. 子どもの虐待とネグレクト, 9(3), 384-393, 2007.
- ② 中板育美、高橋ゆきえ、渡辺好恵他：「児童虐待の発生予防・進行予防を目指す在宅養育支援のあり方に関する研究～「育児支援家庭訪問事業」および「親支援グループミーティング」を通して～」成 18 年度厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業報告書『児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究』（主任奥山真紀子）2007
- ③ 渡辺好恵：周産期医療と虐待予防－保健機関との連携のポイント－. 小児科臨 60(4), 791-796, 2007
- ④ 渡辺好恵、大塚陽子他：「市区町村保健分野での子ども虐待在宅養育支援の手引き－児童虐待予防における在宅養育支援のあり方に関する研究－」平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業報告書『児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究』（主任奥山真紀子）2007
- ⑤ ピーターライダー・シルビアダンカン著小林美智子・西澤哲「子どもが虐待で死ぬとき」明石書店、2005 年
- ⑥ 在宅アセスメント研究会「要保護児童対策地域協議会（市町村虐待防止ネットワーク）個別ケース検討会議のための在宅アセスメント指標シートマニュアル（改訂版）厚生科学研究分担研究「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究」（主任奥山真紀子）
- ⑦ 松田博雄、山本、熊井著「三鷹市の子ども家庭支援ネットワーク」ミネルヴァ書房
- ⑧ マリーコノリー・マーガレットマッケンジー・高橋重宏監訳「ファミリーグループカンファレンス」有斐閣、2005
- ⑨ A. ターネル・S. エドワーズ著・白木孝二、井上薫、井上直美監訳「安全のサインを求めて」金剛出版、2004
- ⑩ 加藤曜子「児童虐待リスクアセスメント」中央法規、2001
- ⑪ 子ども虐待診療シリーズ 日本小児科学会子ども虐待問題プロジェクト 2006. 4. 日本小児科学会ホームページ (<http://www.jpeds.or.jp/>)
- ⑫ 市川光太郎 児童虐待イニシャルマネジメント われわれはいかに関わるべきか 南江堂 2006.

- ⑬ 坂井聖二、奥山眞紀子、井上登生編著 子ども虐待の臨床 医学的診断と対応 南山堂 2005.
- ⑭ 山崎嘉久、前田清、白石淑江：ふだんのかかわりから始める 子ども虐待防止&対応マニュアル 診断と治療社 2006
- ⑮ 小林美智子：Ⅶ. 今後の展望 どう関わるか子ども虐待 小児科臨床 60:853-866. 2007.
- ⑯ 松田博雄：Ⅲ初期対応と診察方法 A. 初期対応 1. 子ども虐待への初期対応 どう関わるか-子ども虐待 小児科臨床 60:634-650. 2007.
- ⑰ 松田博雄、中村由紀子：虐待を疑ったとき、直面したときの」医療機関での対応、小児科診療 68:337-344. 2005.
- ⑱ 宮本信也：「子ども虐待についての医師の意識調査」平成16年度 「被虐待児への総合的治療システムのあり方に関する研究」厚生労働科学研究分担研究報告書 p72-83
- ⑲ 小林美智子：「被虐待児に対応するための病院内および地域医療システムに関する研究」平成15-17年度 「被虐待児への総合的治療システムのあり方に関する研究」厚生労働科学研究分担研究報告書 p1-11
- ⑳ 山崎嘉久、前田清、白石淑江：ふだんのかかわりから始める 子ども虐待防止&対応マニュアル 診断と治療社 2006

市区町村での子ども虐待在宅養育支援の手引き

要保護児童対策地域協議会を中心に据えて

—在宅養育支援は、子どもと親の未来ために—

—地域が中心となった虐待の在宅養育支援に関する研究報告書—

分担研究者 渡辺好恵

平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究（主任研究者 奥山真紀子）

平成 20(2008)年 3 月発行

厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
(主任研究者 奥山真紀子)

分担研究報告書

分担研究者：泉 真由子 (お茶の水女子大学)

虐待対応におけるリスクコミュニケーションに関する研究

研究概要

本研究は、平成18年度に、他職種間のコミュニケーションに関する研究としてなされた。

子どもへの不適切な養育に関わる多職種の関係性についての国内外の先行研究の状況を文献調査により概観した。海外では子ども虐待に関する職種間の認識のずれに関して、Dolder(1976)、Hazzard & Rupp(1986)、Atteberry-Bennett (1987)、Feldman et al(1993)、Hartman et al(1994)、Logan(1980)、Logan(1980)の文献を詳しく分析し、国内に関しては、子ども虐待に関係する職種に関する先行研究として、高橋重宏ら(1997)、才村純(2004)の文献を、多職種間のコミュニケーションに関する先行研究としては坂田・高口・早瀬,2005,尾形・伊達,2004,吉井,2001 に関して分析した。いずれも子どもに対する様々な不適切な行為について、職種間で認識や判断にズレが生じている事実が報告されてきた。しかしこれらの現象—同一事象における職種間の認識のズレ—を引き起こす原因について詳細な分析は十分に行われておらず、またそのような認識のズレが多職種間の連携に及ぼす影響についての検討はなされていないことが、文献調査を通して示唆された。